平成２９年（フ）第１０１号
栃木県足利市西場町598番地１、前住所千葉県柏市酒井根５丁目19番10号　ブリックハウス101号
債務者　岩本　佳奈
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第４８４号
岡山市東区楢原528―９、住民票上の住所岡山市東区西大寺中野370番地２
債務者　三宅　厚子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２９号
岡山市中区湊284番地２　コーポオーシャン201号、旧住所岡山市中区東山四丁目５番17―103号
債務者　色川　信行
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９号
沖縄県石垣市字新川2235番地１　石垣市営住宅新川団地１号棟305号室
債務者　新里　　唯
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月26日午前10時30分
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第５６０号
静岡市駿河区登呂３丁目３番Ｂ―707号、旧住所静岡市駿河区南安倍３丁目12番１号ガーデニアガーデン南安倍504号
債務者　杉田　元昭
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３８６号
東京都町田市西成瀬３丁目８番11号
債務者　小林　　修
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０９０号
東京都西東京市芝久保町１丁目20番14号
債務者　増田　美紀
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２９０号
東京都東大和市向原１丁目６番地の２メゾン21　206号室
債務者　仲矢　昭治
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３２０号
東京都西東京市南町１丁目11番２号メゾン田無101号
債務者　白　真知子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２３２号
東京都福生市大字熊川1108番地第四市営住宅Ａ―205
債務者　山田　政幸
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２３３号
東京都福生市大字熊川1108番地第四市営住宅Ａ―205
債務者　山田由美子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２８８号
東京都立川市栄町３丁目35番地の25
債務者　菊地　正章（旧姓志賀）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２８５号
東京都八王子市長沼町1306番地５リリファ八王子北野１―202号
債務者　小池亜由美（旧姓宍戸）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３１６号
東京都昭島市武蔵野２丁目１番48―610号
債務者　三木　茂己
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３７９号
東京都日野市日野本町３丁目１番地の14コートヴィレッジ202
債務者　秋山　玲子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部